

市民の暮らし・生業の再生を優先に

9月議会、本格的な震災復興予算(105事業・732億円)

9月議会に提案された補正予算740億円のうち、約732億円(約99%)が熊本地震関連の復旧・復興予算となっています。6月議会での震災復旧予算が269億円だったので、今回の分まで含め、約1000億円の復旧予算が計上されたこととなります。党市議団としては、暮らしや生業の再生を優先した復旧・復興事業が取り組まれていくよう、引き続き求めていきます。

【被災者支援および生活再建関連経費の主なもの】

- | | |
|--|-----------------------------------|
| ・避難所設置運営経費
5218万9000円 | ・災害廃棄物処理経費
190億3600万円 |
| ・災害対応臨時給付経費
960万円 | (災害廃棄物の収集・処理、家屋の解体等) |
| ・災害見舞金支給経費
8億5600万円 | ・農水産業復旧支援経費
59億7680万円 |
| ・災害弔慰金支給経費
7000万円 | 農水産業施設の再建・修復等、
農林漁業者の融資への利子補給等 |
| ・被災者住宅支援関係経費
135億170万円
(応急修理、みなし仮設等) | ・商店街施設等への支援経費
2500万円 |
| ・宅地被害調査経費
4550万円
(擁壁や液状化などの調査) | ・地域公民館災害復旧経費
4520万円 |
| | ・り災証明の発行関係経費
1億1423万7000円 |

など

日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団

上野みえこ なすまどか 山部ひろし

熊本市中央区手取本町1-1 3階

NO.1012
2016年9月4日
電話 328-2656
FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp
HP：http://www.jcp-kumamoto.com/



弁護士による「無料法律相談」のご案内

毎月、定例の無料法律相談を行っています。震災に関わる法律相談も含め、ぜひご利用ください。今後の日程は下記のとおりです。どなたでもご利用できます。「事前予約制」です。

ご希望のところへ、事前に予約の電話をお願い致します。

- 9月8日(木) 午後1時～4時 予定
菜の花法律事務所(南区江越1-17-12) Tel 322-2600
- 9月20日(火) 午後6時～8時
北区生活相談所(武蔵ヶ丘1-10-1) Tel 338-2001
- 9月21日(水) 午後2時～4時
中央区生活相談所(大江5-15-20) Tel 375-2200
- 9月23日(金) 午後1時30分～4時
山本のぶひろ渡鹿生活相談所(渡鹿6-5-60) Tel 362-5181
- 9月29日(木) 午後4時～6時
東区生活相談所(広木町7-23-2) Tel 328-2656

【控室から】
一部損壊への支援を！

なすまどか



熊本地震から4カ月半。まだまだ修繕が手につかない家屋が多く残され、青いビニールシートが破れ、風にさらされている家も少なくありません。被災者の方から最も多く寄せられる声が「一部損壊も何らかの支援を！」というものです。義援金も半壊以上、修繕費用も半壊以上、市税減免や国保料減免も半壊以上となっており、「一部損壊」の被害認定は、支援を行いませんと烙印を押されているようだとおっしゃるかたもいらっしゃいました。

一部損壊であっても、修繕にかかる費用が数百万というかたも珍しくありません。今行政が行うべきことは、一部損壊世帯への支援に踏み出すことです。

熊本市が策定している震災復興計画素案には、300億円を要するMICE施設も復興に寄与する計画として位置づけられています。財源は限られています。住宅の再建、事業所の再建、農業・漁業の再建なくして、熊本の復興はあり得ません。MICEよりも住宅や生業を、中心市街地の賑わいも大切ですが、まずは日常生活の安定と安心を優先すべきです。

【9月議会の震災復旧経費・公共施設等の復旧】

全体の公共施設の被害復旧額は、上下水道・道路・橋りょう・河川・公園・農水産・市電などの「都市基盤関係」が258億円、学校・庁舎・市民利用施設などの「公共建築物」が1167億円で、合計約1425億円が被害復旧資産額として市から示されています。

今議会に提案されているのは、下記の分です。

公共施設

- ・学校施設等復旧費
46億5190万円
- ・廃棄物処理施設等復旧費
12億8170万円
- ・市営住宅復旧費 9億6980万円
- ・熊本城復旧費 7億7700万円
*全体復旧費は約600億円
- ・公設運動施設復旧費
5億6200万円
(総合体育館、アクアドームなど)
- ・公共施設解体費 5億4800万円
(花畑別館、駅周辺整備事務所 他)
- ・文化施設復旧費 4億4150万円
(市民会館、健軍文化ホールなど)
- ・動植物園復旧費 4億3100万円
- ・森都心プラザ復旧費
3億9500万円
- ・中央公民館復旧費 (解体・再建)
1億5570万円
- ・本庁舎・区役所等復旧費
2億4520万円
- ・ウェルパル復旧費
1億8080万円
- ・四時軒等文化財復旧費
3億5580万円
- ・消防施設等復旧費
1億1640万円
- ・図書館・公民館子供文化会館等
4億3540万円

土木施設

- ・道路橋りょう復旧費
92億2655万8000円
- ・河川復旧費
12億2880万円
- ・公園復旧費 5億9980万円

農業施設等復旧費

- ・農地等復旧費 29億4000万円
ほか

社会福祉施設復旧費

- ・老人福祉施設 16億9000万円
- ・障がい者施設 11億9800万円
- ・保育所等 10億6330万円
- ・母子・父子福祉施設 7300万円
- ・児童福祉施設 4600万円 ほか

産文会館解体・花畑広場のムダづかいをただす住民訴訟

民間ビルの買収経費、15億円の妥当性が焦点に

■裁判所から熊本市へ異例の指摘

8月29日、熊本地裁にて、産文解体・花畑広場のムダづかいをただす住民訴訟の裁判がおこなわれました。

本来3月30日を判決の予定とされていましたが、裁判長から、「産文解体に伴い買収された、2棟の民間ビルの買収費用が高額であり(鑑定料:600万円、用地取得費:3.5億円、建物補償費:11.45億円の計:約15億円)、その当時買収する必要があったのか、もっと主張を尽くすように」と、熊本市に対して説明を求められた。延期となっていました。

■数字的根拠のない市の説明

今回、市は、民間ビルの買収により広場に隣接するシンボルプロムナードとの回遊性が増し、眺望が開けること、買収時期については当時、ビルのテナント料や労務単価などが底値でありコスト



を抑えることができた、などとしてその妥当性を主張しました。

一方で、裁判長は市の主張に対して数字的根拠がちゃんと示されていないとして、市に再度その根拠を明らかにするよう求めました。

■市民合意のない不当な支出

次回、市の主張に対する原告側の反論をもって結審を迎えます。

まともな説明や市民の合意のないまま、産文の廃止解体や花畑広場の整備すすめることは決して認められません。

次回裁判日程

日時:11月9日(水) 午前11:30

場所:熊本地方裁判所

※午前11:00より門前集会